

## 浜頓別町総合教育会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜頓別町総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年1回開催するものとする。

2 前項のほか、町長は必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(会議の通知及び告示)

第3条 総合教育会議の招集は、総合教育会議開催の場所及び日時、会議に付議すべき議事を告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、これを省略することができる。

2 構成員は、招集の当日、指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。

3 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して総合教育会議開会前までに町長に届け出なければならない。

(傍聴)

第4条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第5条 次の各号の1に当ると認められる者は傍聴を許さない。

(1) 精神に異常があると認められる者

(2) めいていしていると認められる者

(3) 総合教育会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(4) その他町長において傍聴を不相当と認める者

第6条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは傍聴を制限し又は拒絶することができる。

第7条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること

(2) 私語談話又は拍手等を行うこと

(3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること

(4) 飲食を行うこと

(5) 帽子をかぶること

(6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと

第8条 傍聴人は、町長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速かに退場しなければならない。

第9条 前各条の外、傍聴人は町長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第10条 町長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職・氏名
- (3) 議事の趣旨
- (4) その他町長が必要であると認めた事項

2 議事録は、総合教育会議で決めた構成員2名が署名しなければならない。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。